

浜の活力再生プラン  
(第2期)

## 1 地域水産業再生委員会

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 組織名  | 宮城県北部地区地域水産業再生委員会（ギンザケ養殖 1104007） |
| 代表者名 | 会長 高橋 一郎                          |

|               |   |
|---------------|---|
| 再生委員会の<br>構成員 | 気仙沼市、南三陸町、宮城県水産業経営支援協議会、気仙沼漁業協同組合、<br>宮城県漁業協同組合 |
| オブザーバー        | 宮城県   |

※別添再生委員会規約及び推進体制図参照

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 対象となる<br>地域の範囲<br>及び<br>漁業の種類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮城県北部地域一円（気仙沼市、南三陸町）</li> <li>・ ギンザケ養殖業者 12 名（宮城県漁業協同組合志津川支所管内）</li> </ul> |
|-------------------------------|---|

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

宮城県のギンザケ養殖は昭和 50 年に北部の志津川湾で始まり、昭和 63 年には生産金額が 100 億円を超える宮城県漁業の中核を担う養殖産業に成長し、地域産業に多大な効果をもたらした。しかし、生産金額は平成 2 年の 139 億円を頂点として、平成 3 年には供給過剰による価格下落に伴い減少傾向に転じ、経営体数の減少も加わり生産量についても平成 4 年の 22,300 トンを頂点に減少傾向に転じた。さらに、平成 7 年頃から本格化した海外からの輸入鮭鱒、特にチリ産の安価なギンザケの輸入量の増加により宮城県産ギンザケの価格は一層低下し、平成 13 年には更なる価格の暴落が発生したことで、廃業者が増加し生産量の減少傾向に拍車をかけることになった。このように、厳しい生産状況を強いられたギンザケ養殖だが、平成 18 年頃からは、海外産ギンザケの輸入量が 7 万トン前後で推移するようになり、本県産ギンザケ価格は平均単価が 430 円/kg前後で安定するようになった。以後、生産量は概ね 13,000 トン、生産金額は 60 億円程度で安定するようになり、地域産業へ大きく貢献してきたところである。

このように軌道に乗ったギンザケ養殖は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、漁船、漁具、養殖施設や養殖物などのほぼ全てが流失し、各漁港は大規模な損壊と地盤沈下で使用不能となった。その一方で、山間部で育成されていたギンザケ稚魚が無事だったことから、国・県・市町等の復旧事業により早期に養殖施設を復旧し、平成 23 年冬季から養殖を再開することができた。しかし、ギンザケの生産再開には時間を要し次年度の生産量は減少するとの憶測から、輸入業者が海外産の鮭鱒類を大量に輸入したこと、福島第 1 原発事故の風評被害の影響を受けて、本県産ギンザケの価格は過去に例のないほどに大暴落した。しかしながら、殆どの養殖業者が国の支援事業に参画し、生産支援を受けたことにより、徐々に生産量は安定に向かい、加工施設の復旧が進むに従い価格も回復し、生産量・生産額は震災前と同基準まで回復することができた。

本県のギンザケ養殖は、輸入鮭鱒との競合による価格下落、飼料価格高騰等のコスト増加などの諸課題に対応しながらこれまで続けられてきたが、震災後はこれまでの課題に加え高齢化や過疎化による労働力不足が顕在化した。本県ギンザケ養殖は、次世代につなげていくための真の改革が求められている。本プランでは、第一期プランでの取組内容を継続し、5 年先、10 年先を見据えた新たな取組に挑戦することで、ギンザケ養殖業を安定した養殖業へ改革し、地域に貢献できる産業とすることを目指すものである。

## (2) その他の関連する現状等

震災により土地や住宅などの生産基盤を失い浜を離れ、結果として漁業再開を断念した漁業者が多数いること、厳しい経営状況や労働環境によって後継者が育たず高齢化が深刻化しているこ

と等により、漁業・漁村の活力が失われつつある。漁業再開者の為の対策や後継者の確保・育成を図り、漁村地域の活性化を図る必要がある。

### 3 活性化の取組方針

#### (1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

|  |
|--|
|  |
|--|

#### (2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

ギンザケ養殖業を安定的・継続的に営むためには、生産経費の節減、省力化による経営の効率化と、単価の向上が課題である。このうち、生産経費の節減では、経費の約7割を占める飼料経費の削減が不可欠である。飼料経費の削減には、飼料価格の見直しと、飼料効率改善の二通りの方法がある。

今期プランでは、前期に引き続き以下の取り組みを基本方針として漁業所得向上を目指す。

##### ①飼料の効率改善

生産者は飼料の効率改善に取り組むことにより、経費の節減を図ることとする。飼料価格の見直しについては、前期プラン期間中に開発し試験的に使用した宮城県産飼料米を配合した飼料の実用化と低コスト化について、飼料会社等との協議を継続しながら、健全な漁業経営の継続が可能な価格維持に努めることとする。

##### ②生食用刺身商材としての市場拡大

国の地理的表示（GI）に登録された「みやぎサーモン」の生産量増加を目標とし、以って活け締め等の鮮度保持処理を施した生食用ギンザケの普及を目指す。宮城県産ギンザケは冷蔵による国内流通が可能であることから、生食用刺身商材としての市場拡大に取り組むことで、冷凍で輸入される海外産ギンザケとの差別化を図る。また、課題となっている活け締め等の鮮度保持処理の作業軽減について、選別機や自動活け締め機等の導入を図る。

③宮城県産ギンザケの消費拡大と知名度向上

国の地理的表示（GI）登録産品であることを広く伝え、宮城県産ギンザケの消費拡大と知名度向上のため、前期に引き続き積極的にPR活動を実施する。前期プラン期間では東北地区を中心とし、その他地域においては首都圏の飲食店等を対象としたPR活動に留まっていたので、今期は西日本でのPRを検討し実施することを目標とする。

上記の他、今期プランでは引き続き海外への輸出を検討していく。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

次の項目に取り組むこともしくは遵守することにより、漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保が確保される。

- ① 区画漁業権の管理及び行使に関し、必要な事項を定めた漁業権行使規則の遵守
- ② 養殖漁場の維持・改善のために養殖施設台数や適正養殖可能数量等を定めた漁場利用計画の策定・遵守
- ③ 漁協部会等における年度ごとの漁期対策の実行

(4) 具体的な取組内容

1年目（平成31年度）所得7.6%向上

以降、以下の取り組みについては、毎年、取組の進捗状況や成果を踏まえ、段階的に対象範囲を拡大するなど、必要に応じた見直しを行いつつ、関係者が一丸となって取り組む。

|              |   |
|--------------|---|
| 漁業収入向上のための取組 | <p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を図り、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第一期プランに引き続き、持続的・安定的なギンザケ養殖業の振興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保<br/>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 強い経営体の育成<br/>全漁業者及び漁協や関係機関は、以下の取り組みを通じて、持続的なギンザケ養殖業経営を図る。</p> <p>① 持続可能な経営体の構築のための収入の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における収入の安定化を図る。</li><li>・個人での事業継続は多額の資金を必要となることを踏まえ、漁業者は協業化や生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。</li></ul> <p>② 担い手の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。</li><li>・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者の募集し、地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。</li></ul> <p>(3) 良質な養殖ギンザケの確保</p> <p>① 種卵、種苗の安定的確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国内における種卵供給は北海道に限定され、年々種卵の確保が難しくなっ</li></ul> |
|--------------|---|

てきていることから、漁業者及び漁協は、種卵生産者から購入する種卵の親魚の管理について以下の取組みを行う。

- a) 漁協は、近親交配による奇形魚発生を回避するため、宮城県内水面試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。
- b) 漁協は、種苗の安定的な導入とリスク分散を目的とし、地下水を活用したギンザケ親魚の独自養成と採卵技術の導入に向け検討を始める。

#### ② 高成長系の種苗の導入

- ・現在、当地区では海水温が総じて低いことから、出荷期間は他産地が3ヶ月程度である中で4ヶ月程度と長い利点はあるものの、市場ニーズが最も高い3月に他産地より出荷量が少ない状況にある（通常は4月から出荷）。このため、3月から出荷が可能となるよう、研究機関の協力を得て、高成長系の種苗を段階的に導入する。高成長系種苗の導入により、ギンザケ種苗の成長に適した海水温7℃以上を維持する11月～1月頃までの期間に早期に成長させ、3月の出荷が可能とする。
- ・また、3月から出荷が可能となることで、これまで出荷期間後半で冷凍加工魚に回していたものを、出荷期間前半に鮮魚で出荷することが可能となり魚価向上が期待できると考えており、漁業者及び漁協は、市場ニーズの把握等を行いつつ、出荷時期の調整を図る。

#### ③ 未侵入疾病及び魚病被害への対応

- ・漁業者は、これまで未侵入疾病及び魚病被害に対して、個々の知見を基に、ワクチン処理を進めてきているが、十分な効果がみられない場合がある。このため、漁協は、漁業者を対象に、疾病が発生した場合や予防する場合のワクチン処理方法について、適切な疾病対策が講じられるよう、研究機関の協力のもと、定期的にワクチン処理方法にかかる講習会を開催するとともに、新規ワクチン等の開発に協力するよう努めることで、種苗等の死滅割合（現行7～15%）の改善に努め、収入の向上を図る。

#### ④ 県産ギンザケの高品質化・高鮮度化

- ・漁業者及び漁協は、県産ギンザケの高品質化に向けて、必要に応じて養殖技術（給餌・密度・身質調整）の改善を行う。
- ・漁業者は、ほとんどが冷凍で輸入されている輸入鮭鱒との明確な差別化を図るために、生食用刺身商材、とりわけ鮮度維持が図られる活け締め魚の生産量を段階的に増大させる取組を進めるとともに、鮮度保持の向上を図るためにスラリーアイス等を活用する。その際に、氷締めや適正な氷の使用により身割れ等の品質劣化を防ぐ。
- ・漁協及び「みやぎ銀ざけ振興協議会」は、国の地理的表示（GI）に登録された高品質なギンザケ（みやぎサーモン）を安定的・継続的に供給できるよう、漁業者に対して活け締め技術講習会を実施する。また、活け締め等の作業軽減のため、宮城県産ギンザケに適応する選別機や自動活け締め機等の開発・導入について検討する。

#### (4) 養殖生産物の安全確保

- ・全漁業者及び漁協は、引き続き、福島第1原発事故の風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。
- ・また、生産者自らが養殖ギンザケの食品としての安全性について意識の向上が図られるよう、衛生管理等にかかる実地研修を実施する。

#### (5) 販路回復・拡大

全漁業者及び漁協は、県、市、町などの行政機関と協力を図りながら市場

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p>拡大に努めるべく、漁業者、飼料会社、市場、流通関係等の業界と一丸となって以下の取り組みを行い、ギンザケの認知度を向上させ、PR活動やイベント等を実施し地産地消を拡大するとともに、本県産ギンザケを魅力ある商材として情報発信することで、消費及び販路の拡大を図る。</p> <p>① 認知度向上、販売チャンネル開拓の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みやぎ銀ざけ振興協議会」との連携により効果的なPRや販促などのイベントを実施し、生食用刺身商材の市場拡大に取り組むことで国産ギンザケの認知度及び消費者の購買意欲の向上を図る。前期では宮城県内を含む東北地区を中心とした量販店等でのPR活動が主であったので、当年度は主に首都圏での活動に注力する。</li> <li>・商社などの関係者に対し「みやぎサーモン」をはじめとする県産ギンザケの品質の維持・向上等の効果を知ってもらうための試食会等を実施する。</li> <li>・輸出実績のあるシンガポールの他、輸出先を拡大させるべく、関係機関と協議、検討を行う。</li> </ul> <p>② 販売活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者及び漁協は、市町村の地域販売所を活用した販売を拡大するべく、地域におけるPR及び販売活動を推進することとし、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。具体的には、「みやぎ水産の日」に合わせたイベントや「みやぎ銀ざけ振興協議会」と連携したみやぎ銀ざけまつりを開催し、ギンザケの魅力を継続的かつ積極的にPRする（とりわけ、活け締めによる生食用刺身食材を重点的に行う）ことで、知名度向上と消費拡大を図る。</li> <li>・また、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産ギンザケの認知度向上を図る。</li> <li>・宮城県産飼料米等、県産原料を活用した飼料開発を進め、海外産・他県産サーモン類との差別化を図り、ブランド強化を目指す。</li> </ul> <p>これらの取組により、基準年より0.9%以上の漁業収入向上を目指す。</p> |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、及び、入出港時に減速走行に取り組むことで燃料経費の削減を図る。</li> <li>(2) 漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入行うことで燃料経費の削減を図る。</li> <li>(3) 漁業者は自動給餌の導入により給餌の時間を短縮することで、燃料経費の削減を図る。</li> </ol> <p>2. 飼料経費削減</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。</li> <li>(2) 低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。</li> <li>(3) 対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。</li> <li>(4) 県と連携し、自動給餌器や自動給餌システムや自動活け締め機等の新たな機器の活用も検討しながら、省力化・飼料に係るコストの低減化を推進する。</li> </ol> <p>これらの取組により、基準年より1.5%以上の漁業コスト削減を目指す。</p>   |

|               |  |
|---------------|--|
| 活用する<br>支援措置等 | 水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県） |
|---------------|--|

2年目（平成32年度）所得8.3%向上

|                  |   |
|------------------|---|
| 漁業収入向上<br>のための取組 | <p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を図り、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第一期プランに引き続き、持続的・安定的なギンザケ養殖業の振興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保<br/>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 強い経営体の育成<br/>全漁業者及び漁協や関係機関は、以下の取り組みを通じて、持続的なギンザケ養殖業経営を図る。</p> <p>① 持続可能な経営体の構築のための収入の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における収入の安定化を図る。</li> <li>・個人での事業継続は多額の資金を必要となることを踏まえ、漁業者は協業化や生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。</li> </ul> <p>② 担い手の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今年プラン期間も引き続き実施する。</li> <li>・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。</li> </ul> <p>(3) 良質な養殖ギンザケの確保</p> <p>① 種卵、種苗の安定的確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内における種卵供給は北海道に限定され、年々種卵の確保が難しくなっていることから、漁業者及び漁協は、種卵生産者から購入する種卵の親魚の管理について以下の取組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 漁協は、近親交配による奇形魚発生を回避するため、宮城県内水面試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。</li> <li>b) 漁協は、種苗の安定的な導入とリスク分散を目的とし、地下水を活用したギンザケ親魚の独自養成と採卵技術の導入に取り組む。</li> </ul> </li> </ul> <p>② 高成長系の種苗の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、当地区では海水温が総じて低いことから、出荷期間は他産地が3ヶ月程度である中で4ヶ月程度と長い利点はあるものの、市場ニーズが最も高い3月に他産地より出荷量が少ない状況にある（通常は4月から出荷）。このため、3月から出荷が可能となるよう、研究機関の協力を得て、高成長系の種苗を段階的に導入する。高成長系種苗の導入により、ギンザケ種苗の成長に適した海水温7℃以上を維持する11月～1月頃までの期間に早</li> </ul> |
|------------------|---|

期に成長させ、3月の出荷が可能とする。

- ・また、3月から出荷が可能となることで、これまで出荷期間後半で冷凍加工魚に回していたものを、出荷期間前半に鮮魚で出荷することが可能となり魚価向上が期待できると考えており、漁業者及び漁協は、市場ニーズの把握等を行いつつ、出荷時期の調整を図る。

③ 未侵入疾病及び魚病被害への対応

- ・漁業者は、これまで未侵入疾病及び魚病被害に対して、個々の知見を基に、ワクチン処理を進めてきているが、十分な効果がみられない場合がある。このため、漁協は、漁業者を対象に、疾病が発生した場合や予防する場合のワクチン処理方法について、適切な疾病対策が講じられるよう、研究機関の協力のもと、定期的にワクチン処理方法にかかる講習会を開催するとともに、新規ワクチン等の開発に協力するよう努めることで、種苗等の死滅割合（現行7～15%）の改善に努め、収入の向上を図る。

④ 県産ギンザケの高品質化・高鮮度化

- ・漁業者及び漁協は、県産ギンザケの高品質化に向けて、必要に応じて養殖技術（給餌・密度・身質調整）の改善を行う。
- ・漁業者は、ほとんどが冷凍で輸入されている輸入鮭鱒との明確な区別化を図るために、生食用刺身商材、とりわけ鮮度維持が図られる活け締め魚の生産量を段階的に増大させる取組を進めるとともに、鮮度保持の向上を図るためにスラリーアイス等を活用する。その際に、氷締めや適正な氷の使用により身割れ等の品質劣化を防ぐ。
- ・漁協及び「みやぎ銀ざけ振興協議会」は、国の地理的表示（GI）に登録された高品質なギンザケ（みやぎサーモン）を安定的・継続的に供給できるよう、漁業者に対して活け締め技術講習会を継続して実施する。また、活け締め等の作業軽減のため、宮城県産ギンザケに適応する選別機や自動活け締め機等の開発を進め、当年度内の試験導入を目指す。

(4) 養殖生産物の安全確保

- ・全漁業者及び漁協は、引き続き、福島第1原発事故の風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。
- ・また、生産者自らが養殖ギンザケの食品としての安全性について意識の向上が図られるよう、衛生管理等にかかる実地研修を実施する。

(5) 販路回復・拡大

全漁業者及び漁協は、県、市、町などの行政機関と協力を図りながら市場拡大に努めるべく、漁業者、飼料会社、市場、流通関係等の業界と一丸となって以下の取り組みを行い、ギンザケの認知度を向上させ、PR活動やイベント等を実施し地産地消を拡大するとともに、本県産ギンザケを魅力ある商材として情報発信することで、消費及び販路の拡大を図る。

① 認知度向上、販売チャンネル開拓の取り組み

- ・「みやぎ銀ざけ振興協議会」との連携により効果的なPRや販促などのイベントを実施し、生食用刺身商材の市場拡大に取り組むことで国産ギンザケの認知度及び消費者の購買意欲の向上を図る。前期では宮城県内を含む東北地区を中心とした量販店等でのPR活動が主であったので、当年度は引き続き首都圏での活動に注力する。
- ・商社などの関係者に対し「みやぎサーモン」をはじめとする県産ギンザケの品質の維持・向上等の効果を知ってもらうための試食会等を実施する。
- ・輸出実績のあるシンガポールの他、輸出先を拡大させるべく、関係機関と協議、検討を行う。

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p>② 販売活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者及び漁協は、市町村の地域販売所を活用した販売を拡大するべく、地域におけるPR及び販売活動を推進することとし、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。具体的には、「みやぎ水産の日」に合わせたイベントや「みやぎ銀ざけ振興協議会」と連携したみやぎ銀ざけまつりを開催し、ギンザケの魅力を継続的かつ積極的にPRする（とりわけ、活け締めによる生食用刺身食材を重点的に行う）ことで、知名度向上と消費拡大を図る。</li> <li>・また、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産ギンザケの認知度向上を図る。</li> <li>・宮城県産飼料米等、県産原料を活用した飼料開発を進め、海外産・他県産サーモン類との差別化を図り、ブランド強化を目指す。</li> </ul> <p>これらの取組により、基準年より1.1%以上の漁業収入向上を目指す。</p>   |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、及び、入出港時に減速走行に取り組むことで燃料経費の削減を図る。</li> <li>(2) 漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入行うことで燃料経費の削減を図る。</li> <li>(3) 漁業者は自動給餌の導入により給餌の時間を短縮することで、燃料経費の削減を図る。</li> </ol> <p>2. 飼料経費削減</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。</li> <li>(2) 低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。</li> <li>(3) 対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。</li> <li>(4) 県と連携し、自動給餌器や自動給餌システムや自動活け締め機等の新たな機器の活用も検討しながら、省力化・飼料に係るコストの低減化を推進する。</li> </ol> <p>これらの取組により、基準年より1.5%以上の漁業コスト削減を目指す。</p> |
| <p>活用する支援措置等</p>     | <p>水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）</p>   |

3年目（平成33年度）所得9%向上

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>漁業収入向上のための取組</p> | <p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き策定される新プランとも連携を図り、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第一期プランに引き続き、持続的・安定的なギンザケ養殖業の振興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> |
|---------------------|--|



## (2) 強い経営体の育成

全漁業者及び漁協や関係機関は、以下の取り組みを通じて、持続的なギンザケ養殖業経営を図る。

### ① 持続可能な経営体の構築のための収入の安定化

- ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を継続して推進し、災害時等における収入の安定化を図る。
- ・個人での事業継続は多額の資金を必要となることを踏まえ、漁業者は協業化や生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。

### ② 担い手の確保等

- ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今年プラン期間も引き続き実施する。
- ・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。

## (3) 良質な養殖ギンザケの確保

### ① 種卵、種苗の安定的確保

- ・国内における種卵供給は北海道に限定され、年々種卵の確保が難しくなっていることから、漁業者及び漁協は、種卵生産者から購入する種卵の親魚の管理について以下の取組みを行う。
  - a) 漁協は、近親交配による奇形魚発生を回避するため、宮城県内水面試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。
  - b) 漁協は、地下水を活用したギンザケ親魚の養成と採卵により生産された稚魚の試験導入を開始する。

### ② 高成長系の種苗の導入

- ・現在、当地区では海水温が総じて低いことから、出荷期間は他産地が3ヶ月程度である中で4ヶ月程度と長い利点はあるものの、市場ニーズが最も高い3月に他産地より出荷量が少ない状況にある（通常は4月から出荷）。このため、3月から出荷が可能となるよう、研究機関の協力を得て、高成長系の種苗を段階的に導入する。高成長系種苗の導入により、ギンザケ種苗の成長に適した海水温7℃以上を維持する11月～1月頃までの期間に早期に成長させ、3月の出荷が可能とする。
- ・また、3月から出荷が可能となることで、これまで出荷期間後半で冷凍加工魚に回していたものを、出荷期間前半に鮮魚で出荷することが可能となり魚価向上が期待できると考えており、漁業者及び漁協は、市場ニーズの把握等を行いつつ、出荷時期の調整を図る。

### ③ 未侵入疾病及び魚病被害への対応

- ・漁業者は、これまで未侵入疾病及び魚病被害に対して、個々の知見を基に、ワクチン処理を進めてきているが、十分な効果がみられない場合がある。このため、漁協は、漁業者を対象に、疾病が発生した場合や予防する場合のワクチン処理方法について、適切な疾病対策が講じられるよう、研究機関の協力のもと、定期的にワクチン処理方法にかかる講習会を開催するとともに、新規ワクチン等の開発に協力するよう努めることで、種苗等の死滅割合（現行7～15%）の改善に努め、収入の向上を図る。

### ④ 県産ギンザケの高品質化・高鮮度化

- ・漁業者及び漁協は、県産ギンザケの高品質化に向けて、必要に応じて養殖技術（給餌・密度・身質調整）の改善を行う。
- ・漁業者は、ほとんどが冷凍で輸入されている輸入鮭鱒との明確な差別化を図るために、生食用刺身商材、とりわけ鮮度維持が図られる活け締め魚の生産量を段階的に増大させる取組を進めるとともに、鮮度保持の向上を図るためにスラリーアイス等を活用する。その際に、氷締めや適正な氷の使用により身割れ等の品質劣化を防ぐ。
- ・漁協及び「みやぎ銀ざけ振興協議会」は、国の地理的表示（GI）に登録された高品質なギンザケ（みやぎサーモン）を安定的・継続的に供給できるよう、漁業者に対して活け締め技術講習会を継続して実施する。また、活け締め等の作業軽減のため、宮城県産ギンザケに適応する選別機や自動活け締め機等を導入し、鮮度保持処理を施した生食用ギンザケの生産量増加を図る。

#### （４）養殖生産物の安全確保

- ・全漁業者及び漁協は、引き続き、福島第1原発事故の風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。
- ・また、生産者自らが養殖ギンザケの食品としての安全性について意識の向上が図られるよう、衛生管理等にかかる実地研修を実施する。

#### （５）販路回復・拡大

全漁業者及び漁協は、県、市、町などの行政機関と協力を図りながら市場拡大に努めるべく、漁業者、飼料会社、市場、流通関係等の業界と一丸となって以下の取り組みを行い、ギンザケの認知度を向上させ、PR活動やイベント等を実施し地産地消を拡大するとともに、本県産ギンザケを魅力ある商材として情報発信することで、消費及び販路の拡大を図る。

##### ① 認知度向上、販売チャンネル開拓の取り組み

- ・「みやぎ銀ざけ振興協議会」との連携により効果的なPRや販促などのイベントを実施し、生食用刺身商材の市場拡大に取り組むことで国産ギンザケの認知度及び消費者の購買意欲の向上を図る。前期では宮城県内を含む東北地区を中心とした量販店等でのPR活動が主であったので、当年度は首都圏での活動に注力しながら、西日本でのPR活動実施に向けた関係先との検討を始める。
- ・商社などの関係者に対し「みやぎサーモン」をはじめとする県産ギンザケの品質の維持・向上等の効果を知ってもらうための試食会等を実施する。
- ・輸出実績のあるシンガポールの他、輸出先を拡大させるべく、関係機関と協議、検討を行う。

##### ② 販売活動の推進

- ・漁業者及び漁協は、市町村の地域販売所を活用した販売を拡大するべく、地域におけるPR及び販売活動を推進することとし、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。具体的には、「みやぎ水産の日」に合わせたイベントや「みやぎ銀ざけ振興協議会」と連携したみやぎ銀ざけまつりを開催し、ギンザケの魅力を継続的かつ積極的にPRする（とりわけ、活け締めによる生食用刺身食材を重点的に行う）ことで、知名度向上と消費拡大を図る。
- ・また、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産ギンザケの認知度向上を図る。
- ・宮城県産飼料米等、県産原料を活用した飼料の使用を推進し低価格化を目

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p>指す。併せて海外産・他県産サーモン類との差別化を図り、ブランド強化を目指す。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.3%以上の漁業収入向上を目指す。</p>  |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、及び、入出港時に減速走行に取り組むことで燃料経費の削減を図る。</p> <p>(2) 漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入行うことで燃料経費の削減を図る。</p> <p>(3) 漁業者は自動給餌の導入により給餌の時間を短縮することで、燃料経費の削減を図る。</p> <p>2. 飼料経費削減</p> <p>(1) 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。</p> <p>(2) 低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。</p> <p>(3) 対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。</p> <p>(4) 県と連携し、自動給餌器や自動給餌システムや自動活け締め機等の新たな機器の活用も検討しながら、省力化・飼料に係るコストの低減化を推進する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.5%以上の漁業コスト削減を目指す。</p> |
| <p>活用する支援措置等</p>     | <p>水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）</p>   |

#### 4年目（平成34年度）所得9%向上

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>漁業収入向上のための取組</p> | <p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き策定される新プランとも連携を図り、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第一期プランに引き続き、持続的・安定的なギンザケ養殖業の振興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 強い経営体の育成</p> <p>全漁業者及び漁協や関係機関は、以下の取り組みを通じて、持続的なギンザケ養殖業経営を図る。</p> <p>① 持続可能な経営体の構築のための収入の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を継続して推進し、災害時等における収入の安定化を図る。</li> <li>・個人での事業継続は多額の資金を必要となることを踏まえ、漁業者は協業化や生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。</li> </ul> |
|---------------------|---|

② 担い手の確保等

- ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。
- ・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。

(3) 良質な養殖ギンザケの確保

① 種卵、種苗の安定的確保

- ・国内における種卵供給は北海道に限定され、年々種卵の確保が難しくなってきたことから、漁業者及び漁協は、種卵生産者から購入する種卵の親魚の管理について以下の取組みを行う。
  - a) 漁協は、近親交配による奇形魚発生を回避するため、宮城県内水面試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。
  - b) 漁協は、地下水を活用したギンザケ親魚の養成と採卵により生産された稚魚の試験導入を開始する。

② 高成長系の種苗の導入

- ・現在、当地区では海水温が総じて低いことから、出荷期間は他産地が3ヶ月程度である中で4ヶ月程度と長い利点はあるものの、市場ニーズが最も高い3月に他産地より出荷量が少ない状況にある（通常は4月から出荷）。このため、3月から出荷が可能となるよう、研究機関の協力を得て、高成長系の種苗を段階的に導入する。高成長系種苗の導入により、ギンザケ種苗の成長に適した海水温7℃以上を維持する11月～1月頃までの期間に早期に成長させ、3月の出荷が可能とする。
- ・また、3月から出荷が可能となることで、これまで出荷期間後半で冷凍加工魚に回していたものを、出荷期間前半に鮮魚で出荷することが可能となり魚価向上が期待できると考えており、漁業者及び漁協は、市場ニーズの把握等を行いつつ、出荷時期の調整を図る。

③ 未侵入疾病及び魚病被害への対応

- ・漁業者は、これまで未侵入疾病及び魚病被害に対して、個々の知見を基に、ワクチン処理を進めてきているが、十分な効果がみられない場合がある。このため、漁協は、漁業者を対象に、疾病が発生した場合や予防する場合のワクチン処理方法について、適切な疾病対策が講じられるよう、研究機関の協力のもと、定期的なワクチン処理方法にかかる講習会を開催するとともに、新規ワクチン等の開発に協力するよう努めることで、種苗等の死滅割合（現行7～15%）の改善に努め、収入の向上を図る。

④ 県産ギンザケの高品質化・高鮮度化

- ・漁業者及び漁協は、県産ギンザケの高品質化に向けて、必要に応じて養殖技術（給餌・密度・身質調整）の改善を行う。
- ・漁業者は、ほとんどが冷凍で輸入されている輸入鮭鱒との明確な差別化を図るために、生食用刺身商材、とりわけ鮮度維持が図られる活け締め魚の生産量を段階的に増大させる取組を進めるとともに、鮮度保持の向上を図るためにスラリーアイス等を活用する。その際に、氷締めや適正な氷の使用により身割れ等の品質劣化を防ぐ。
- ・漁協及び「みやぎ銀ざけ振興協議会」は、国の地理的表示（GI）に登録された高品質なギンザケ（みやぎサーモン）を安定的・継続的に供給できるよう、漁業者に対して活け締め技術講習会を継続して実施する。また、活け締め等の作業軽減のため、宮城県産ギンザケに適応する選別機や自動

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | <p>活け締め機等を導入し、鮮度保持処理を施した生食用ギンザケの生産量増加を図る。</p> <p>(4) 養殖生産物の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者及び漁協は、引き続き、福島第1原発事故の風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。</li> <li>・また、生産者自らが養殖ギンザケの食品としての安全性について意識の向上を図られるよう、衛生管理等にかかる実地研修を実施する。</li> </ul> <p>(5) 販路回復・拡大</p> <p>全漁業者及び漁協は、県、市、町などの行政機関と協力を図りながら市場拡大に努めるべく、漁業者、飼料会社、市場、流通関係等の業界と一丸となって以下の取り組みを行い、ギンザケの認知度を向上させ、PR活動やイベント等を実施し地産地消を拡大するとともに、本県産ギンザケを魅力ある商材として情報発信することで、消費及び販路の拡大を図る。</p> <p>① 認知度向上、販売チャンネル開拓の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みやぎ銀ざけ振興協議会」との連携により効果的なPRや販促などのイベントを実施し、生食用刺身商材の市場拡大に取り組むことで国産ギンザケの認知度及び消費者の購買意欲の向上を図る。また、宮城県内を含む東北地区を中心とした量販店等でのPR活動を継続しながら、当年度は首都圏での活動に注力し、併せて西日本でのPR活動を実施する。</li> <li>・商社などの関係者に対し「みやぎサーモン」をはじめとする県産ギンザケの品質の維持・向上等の効果を知ってもらうための試食会等を実施する。</li> <li>・輸出先の拡大に向け、関係機関と協議、検討を行いながら、輸出先の開拓に努める。</li> </ul> <p>② 販売活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者及び漁協は、市町村の地域販売所を活用した販売を拡大するべく、地域におけるPR及び販売活動を推進することとし、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。具体的には、「みやぎ水産の日」に合わせたイベントや「みやぎ銀ざけ振興協議会」と連携したみやぎ銀ざけまつりを開催し、ギンザケの魅力を継続的かつ積極的にPRする（とりわけ、活け締めによる生食用刺身食材を重点的に行う）ことで、知名度向上と消費拡大を図る。</li> <li>・また、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産ギンザケの認知度向上を図る。</li> <li>・宮城県産飼料米等、県産原料を活用した飼料の使用を推進し低価格化を目指す。併せて海外産・他県産サーモン類との差別化を図り、ブランド強化を目指す。</li> </ul> <p>これらの取組により、基準年より1.3%以上の漁業収入向上を目指す。</p> |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、及び、入出港時に減速走行に取り組むことで燃料経費の削減を図る。</p> <p>(2) 漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入行うことで燃料経費の削減を図る。</p> <p>(3) 漁業者は自動給餌の導入により給餌の時間を短縮することで、燃料経費の削減を図る。</p>  |

|                       |   |
|-----------------------|---|
|                       | <p>2. 飼料経費削減</p> <p>(1) 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。</p> <p>(2) 低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。</p> <p>(3) 対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。</p> <p>(4) 県と連携し、自動給餌器や自動給餌システムや自動活け締め機等の新たな機器の活用も検討しながら、省力化・飼料に係るコストの低減化を推進する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.5%以上の漁業コスト削減を目指す。</p> |
| <p>活用する<br/>支援措置等</p> | <p>水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）</p>   |

5年目（平成35年度）所得10.5%向上

取り組みの最終年度であり、前年度に引き続き行い、目標達成が確実なものとなるよう、プランの取組状況を確認しつつ、必要に応じて施策の見直しを行う。

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>漁業収入向上<br/>のための取組</p> | <p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き策定される新プランとも連携を図り、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第一期プランに引き続き、持続的・安定的なギンザケ養殖業の振興、さらなる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保<br/>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 強い経営体の育成<br/>全漁業者及び漁協や関係機関は、以下の取り組みを通じて、持続的なギンザケ養殖業経営を図る。</p> <p>① 持続可能な経営体の構築のための収入の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を継続して推進し、災害時等における収入の安定化を図る。</li> <li>・個人での事業継続は多額の資金を必要となることを踏まえ、漁業者は協業化や生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。</li> </ul> <p>② 担い手の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今年プラン期間も引き続き実施する。</li> <li>・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。</li> </ul> <p>(3) 良質な養殖ギンザケの確保</p> |
|--------------------------|---|

① 種卵、種苗の安定的確保

- ・国内における種卵供給は北海道に限定され、年々種卵の確保が難しくなっていることから、漁業者及び漁協は、種卵生産者から購入する種卵の親魚の管理について以下の取組みを行う。
  - a) 漁協は、近親交配による奇形魚発生を回避するため、宮城県内水面試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。
  - b) 漁協は、地下水を活用したギンザケ親魚の養成と採卵により生産された稚魚を用いた海面養殖の本格実施に取組み、種苗確保に係るリスク分散を図る。

② 高成長系の種苗の導入

- ・現在、当地区では海水温が総じて低いことから、出荷期間は他産地が3ヶ月程度である中で4ヶ月程度と長い利点はあるものの、市場ニーズが最も高い3月に他産地より出荷量が少ない状況にある（通常は4月から出荷）。このため、3月から出荷が可能となるよう、研究機関の協力を得て、高成長系の種苗を段階的に導入する。高成長系種苗の導入により、ギンザケ種苗の成長に適した海水温7℃以上を維持する11月～1月頃までの期間に早期に成長させ、3月の出荷が可能とする。
- ・また、3月から出荷が可能となることで、これまで出荷期間後半で冷凍加工魚に回していたものを、出荷期間前半に鮮魚で出荷することが可能となり魚価向上が期待できると考えており、漁業者及び漁協は、市場ニーズの把握等を行いつつ、出荷時期の調整を図る。

③ 未侵入疾病及び魚病被害への対応

- ・漁業者は、これまで未侵入疾病及び魚病被害に対して、個々の知見を基に、ワクチン処理を進めてきているが、十分な効果がみられない場合がある。このため、漁協は、漁業者を対象に、疾病が発生した場合や予防する場合のワクチン処理方法について、適切な疾病対策が講じられるよう、研究機関の協力のもと、定期的にワクチン処理方法にかかる講習会を開催するとともに、新規ワクチン等の開発に協力するよう努めることで、種苗等の死滅割合（現行7～15%）の改善に努め、収入の向上を図る。

④ 県産ギンザケの高品質化・高鮮度化

- ・漁業者及び漁協は、県産ギンザケの高品質化に向けて、必要に応じて養殖技術（給餌・密度・身質調整）の改善を行う。
- ・漁業者は、ほとんどが冷凍で輸入されている輸入鮭鱒との明確な区別化を図るために、生食用刺身商材、とりわけ鮮度維持が図られる活け締め魚の生産量を段階的に増大させる取組を進めるとともに、鮮度保持の向上を図るためにスラリーアイス等を活用する。その際に、氷締めや適正な氷の使用により身割れ等の品質劣化を防ぐ。
- ・漁協及び「みやぎ銀ざけ振興協議会」は、国の地理的表示（GI）に登録された高品質なギンザケ（みやぎサーモン）を安定的・継続的に供給できるよう、漁業者に対して活け締め技術講習会を継続して実施する。また、活け締め等の作業軽減のため、宮城県産ギンザケに適応する選別機や自動活け締め機等を導入し、鮮度保持処理を施した生食用ギンザケの生産量増加を図る。

(4) 養殖生産物の安全確保

- ・全漁業者及び漁協は、引き続き、福島第1原発事故の風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。
- ・また、生産者自らが養殖ギンザケの食品としての安全性について意識の向上が図られるよう、衛生管理等にかかる実地研修を実施する。

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p>(5) 販路回復・拡大</p> <p>全漁業者及び漁協は、県、市、町などの行政機関と協力を図りながら市場拡大に努めるべく、漁業者、飼料会社、市場、流通関係等の業界と一丸となって以下の取り組みを行い、ギンザケの認知度を向上させ、PR活動やイベント等を実施し地産地消を拡大するとともに、本県産ギンザケを魅力ある商材として情報発信することで、消費及び販路の拡大を図る。</p> <p>① 認知度向上、販売チャンネル開拓の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みやぎ銀ざけ振興協議会」との連携により効果的なPRや販促などのイベントを実施し、生食用刺身商材の市場拡大に取り組むことで国産ギンザケの認知度及び消費者の購買意欲の向上を図る。また、宮城県内を含む東北地区を中心とした量販店等でのPR活動を継続しながら、当年度は首都圏での活動に注力し、併せて西日本でのPR活動を実施する。</li> <li>・商社などの関係者に対し「みやぎサーモン」をはじめとする県産ギンザケの品質の維持・向上等の効果を知ってもらうための試食会等を実施する。</li> <li>・輸出先の拡大に向け、関係機関と協議、検討を行いながら、輸出先の開拓に努める。</li> </ul> <p>② 販売活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者及び漁協は、市町村の地域販売所を活用した販売を拡大するべく、地域におけるPR及び販売活動を推進することとし、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。具体的には、「みやぎ水産の日」に合わせたイベントや「みやぎ銀ざけ振興協議会」と連携したみやぎ銀ざけまつりを開催し、ギンザケの魅力を継続的かつ積極的にPRする（とりわけ、活け締めによる生食用刺身食材を重点的に行う）ことで、知名度向上と消費拡大を図る。</li> <li>・また、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産ギンザケの認知度向上を図る。</li> <li>・宮城県産飼料米等、県産原料を活用した飼料の使用を推進し低価格化を目指す。併せて海外産・他県産サーモン類との差別化を図り、ブランド強化を目指す。</li> </ul> <p>これらの取組により、基準年より1.7%以上の漁業収入向上を目指す。</p> |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、及び、入出港時に減速走行に取り組むことで燃料経費の削減を図る。</p> <p>(2) 漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入行うことで燃料経費の削減を図る。</p> <p>(3) 漁業者は自動給餌の導入により給餌の時間を短縮することで、燃料経費の削減を図る。</p> <p>2. 飼料経費削減</p> <p>(1) 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。</p> <p>(2) 低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。</p> <p>(3) 対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。</p> <p>(4) 県と連携し、自動給餌器や自動給餌システムや自動活け締め機等の新たな</p>  |



|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>機器の活用も検討しながら、省力化・飼料に係るコストの低減化を推進する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.5%以上の漁業コスト削減を目指す。</p>                                     |
| 活用する支援措置等 | 水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県） |

(5) 関係機関との連携

|  |
|--|
| <p>プランの取組を確実に実施し、効果が最大限に発揮できるよう、水産庁、宮城県（水産担当部署・地方出先機関・試験研究機関）、関係市町、宮城県水産業経営支援協議会、宮城県漁業共済組合、その他地元研究機関等より指導協力を仰ぐこととする。</p> |
|--|

4 目標

(1) 数値目標

|                |     |             |
|----------------|-----|-------------|
| 漁業所得の向上10.5%以上 | 基準年 | 漁業所得        |
|                | 目標年 | 平成35年度：漁業所得 |

基準年の漁業所得は達成状況中間報告に記載した平成25年度（前期基準年）から平成29年度所得額の5中3平均より算出

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

|        |
|--------|
| 別添資料参照 |
|--------|

(3) 所得目標以外の成果目標

|               |     |             |         |
|---------------|-----|-------------|---------|
| 販売単価の向上1.7%以上 | 基準年 | 平均単価        | 512円/kg |
|               | 目標年 | 平成35年度：平均単価 | 521円/kg |

基準年の平均単価は達成状況中間報告に記載した平成25年度（前期基準年）から平成29年度所得額の5中3に該当する年度の平均より算出

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

|        |
|--------|
| 別添資料参照 |
|--------|

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

| 事業名                       | 事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性                    |
|---------------------------|---|
| 水産業共同利用施設復旧整備事業           | 東日本大震災により被災した流通・加工施設等の整備等               |
| 漁業者保証円滑化対策事業              | 漁業経営改善のための取り組みに活用する                     |
| 浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業） | ギンザケ養殖業に係る共同利用施設等の整備のために活用する            |
| 漁業人財育成総合支援事業              | 担い手確保にかかる取り組みの推進のために活用する                |
| 水産物供給基盤機能保全事業             | 安定した生産基盤確保のための漁港施設機能の維持保全のための取り組みに活用する。 |
| 漁港施設機能強化事業                | 安定した生産基盤確保のための漁港施設の機能強化にかかる取り組みに活用する    |

みやぎの「食」ブランド復興支援事業

PR活動実施のため活用する